

第4回 情報通信行政検証委員会
議事要旨

1. 日時

令和3年9月27日（月）14時00分～17時00分

2. 場所

中央合同庁舎第2号館地下2階会議室

3. 出席者

吉野座長、鹿喰委員、原田委員、横田委員、若林委員

4. 議事要旨

これまで委員会で行ってきたヒアリングや調査に基づき、関係する法令上の規定や政策の動向、具体的な事実の動向や会食の状況等について確認を行い、検証結果最終報告書の取りまとめに向けて、委員間で討議を行った。

討議においては、以下のような意見が出された。

- 第一次報告書との関係を記述するなど、最終報告書の位置付けを明確にさせるとともに、最終報告書しか読まない者もいるため、第一次報告書とワンセットの体裁とすべき。
- 報告書では、まず、今回の検証においてなぜ、特定の手続や活動を取り上げることとしたのかを説明すべき。
- 報告書では、会食によって行政がゆがめられたかどうかの検証に加えて、東北新社グループやNTTグループ、総務省職員の認識にも踏み込み、なぜ、事業者と総務省の間で繰り返し会食が行われたのかを記述することも重要である。



- 行政文書の記録、保存は、規範として求められるだけでなく、それを残すことによって、将来、疑念が向けられた際の説明、防御になるものである。
- 行政に説明責任がある以上、疑いがかけられた場合には、行政側が十分に説明できなければ、仮に行政側が白であっても黒と判定されることがあり得る。記録の保存が重要であり、次に何かあったときには、資料がないでは済まされない。

○ 会食が行政を歪めたのではないかと疑念が生じたのは、会食で誰がどのような話をしたかが検証不能な状態であったことも一因である。

○ 事業者に保存されていたメールが、総務省には保存されていなかった。また、記録の保存を個人任せとすると、無難なものだけ残す可能性も生まれる。実装面では課題もあろうが、記録の保存を個人に任せるだけでなく、民間企業のシステムのように、すべてのデータを自動的に残すような方向に持って行くべきではないか。



○ 外資規制違反の件は、事業者から事前相談がなされたものを、結果として追認してしまった可能性が高い。事前相談で問題が生じることを防止する手立てが必要である。

○ 事業者が、都度都度、行政に相談することは、癒着のような印象を与えるかもしれないが、それをよくないこととするのは実態に反しており、事業者も様々な局面で困る。

○ 事前相談については、手続的な優遇と内容的な優遇の有無の両面について記載することは重要である。

○ 事業者が、法令解釈等について行政に事前に相談すること自体は悪いことではなく、実務慣行としてしばしば行われている。ただ、事前相談自体は問題ないとしても、総務省の回答に問題がないかどうかという点についても記載することが必要である。

○ 総務省が、NTTドコモも他の通信事業者も、同じように指導してきていることを確認することも重要である。

○ 事前相談は、地方自治体を含む行政機関のどこでもやっているが、事前相談の位置付けや実施実態について、行政機関側が適切に説明ができるようにする必要がある。



○ 総務省が囲碁将棋チャンネルに6スロットにすることを打診したか否かについては総務省には記録が残っていないが、スロット数が増えることに伴い放送事業者が支払うトランスポンダ使用料は増加するため、当該打診は総務省側から東北新社に便宜を図ったものとは言えない。

- 事業者によるスロットの返上や撤退と空き帯域の発生の関係、WG第1期の空き帯域の発生と第2期の空き帯域の発生について、丁寧に整理する必要がある。



- 携帯料金低廉化については、国民が希望するところでもあり、他の案件のバーターになるようなことがなければ、それ自体で行政が歪められることは、あまり考えられない。
- NTTグループについては、料金の低廉化のバーターとしてドコモの完全子会社化が行われたとの指摘もあり、両者の関連性についても委員会の評価を記述すべき。
- 料金の値下げと組織再編がバーターになっているとの疑念については、ahamoに関するNTTドコモから総務省への情報提供が重要な検討事実である。ドコモが情報提供した内容と、総務省の対応の妥当性、バーターの議論の有無等を精査した結果を記載すべき。



- 会食について、東北新社グループの場合は、特定の者が特定の職員を対象に会食をセットしたものであるが、NTTグループの場合は、異動を名目に、組織を背景として会食を行ったものであり、メカニズムが違うのではないか。
- 会食については文化的な部分もあり、東北新社グループとNTTグループでは、必ずしも同じではないが、悪いことと思わなかったことがベースにある点は共通している。
- 東北新社グループとNTTグループの会食を対比する上で、割り勘額が少し足りなかったものと、全額負担をさせたもの、あるいは、割り勘でも多額が不足していたものは分けるべき。負担をさせたということが当たり前になっている状況は論外である。
- 東北新社の外資規制違反を事実上追認する結果となった後に、会食が行われている。会食で業務に関わる話をしていない証拠はなく、一方、話をしたとの特定もできないが、疑念を生み出すのに十分な状況を作り出したこと自体が問題である。
- NTTグループは、特殊な法的関係の中、事実上のものを含めて、指導を受ける立場にあるというバックボーンとしての認識があり、他の事業者よりも、総務省への相談、照会を丁寧に行っている。そういった中での会食であり、単に挨拶名目だけにとどまらず、会

食と相談には関連性があり、会食によって、よりよいコミュニケーションが図られてきた可能性がある。

- 膨大なデータを検証したが、会食に参加した政務が行政活動に関与した形跡は見られなかった。仮に関与があったのであれば、これで何も出てこないというのは考えにくい。



- 倫理法令を「知らなかった」のではなく「甘く見ていた」職員が、ヒアリングで「認識不足」だったと答えた場合も多かったのではないか。ディスカッションでも、若手職員は、違反した職員を、不勉強というよりは、「ゆるい」と感じていたように思われる。
- コンプライアンス意識には2段階がある。一つは法令等の規程に従う法令遵守の意識。もう一つは、そもそも論で、国家公務員として国民から負託されているものは何なのかという意識で、いわばモラルに近いものである。総務省の職員に求められるコンプライアンス意識は、単なる法令遵守の意識に矮小化されたものではない。
- 法そのものを守るという法令遵守は、ネガティブな意味の倫理であるが、法の「趣旨」に沿って行動を変えていくことは、ポジティブな意味の倫理である。今回は、法令の知識がなく、遵守すべき法令を遵守していなかったということではあるが、だからこそ、遵守すればよいということだけではない。



- 総務省は、国民の信頼回復のために実施すべき具体的な方策を明確なスケジュールを定めた上で実行することが重要ではないか。また、提言を受け取るだけで終わらずに、PDCAを回していくことが重要である。
- 信頼回復への道のりは平坦ではないかもしれないが、一方で、総務省には全力で取り組んでいただきできるだけ速やかに信頼を回復してもらいたい。
- 若手の離職が問題とされている中、職員に対するアンケートの結果には誠実に対応すべきではないか。このアンケートについては、今後も、是非定点観測が必要である。

以上